

「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」

(令和8年4月1日施行)の改正概要について

福岡市の附置義務条例を改正しました。

主な変更点は以下のとおりです。詳細は『「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」の取扱いについて(手引書)令和8年4月1日改正』をご参照ください。

— 条例改正に伴う主な変更点 —

○シェアサイクルの取り扱い(手引きの掲載頁:p6)

シェアサイクルを設置する場合、一部を附置義務台数に含めることが可能となります。

○原動機付き自転車用駐車施設の構造等の見直し(手引きの掲載頁:p9)

原動機付き自転車用駐車施設の1台あたりのサイズが大きくなりました。

※前基準による整備は、令和8年9月30日までに着工した物件となります。

○隔地要件の緩和(手引きの掲載頁:p11)

自転車等駐車場の設置について、敷地外で確保可能となる要件が緩和されます。